

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	20
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	24

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C07
事業者名：丸建つばさ交通 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年11月20日（水曜日）
10時00分から（埼玉県） AB聴聞室
13時00分から（さいたま市） AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- ・さいたま市長 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和6年11月20日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

地方自治体名 埼玉県

(首長名) 埼玉県知事 大野 元 裕

意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止

事案番号：24C07

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

埼玉県知事 大野 元 裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線は、住民の利便性につながる路線であることから、地元市における代替交通導入の検討等に期間を要するため、休止日は予定を早めることなく、令和7年4月1日とされたい。

なお、休止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。



関東運輸局長殿

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長 清水 勇 人



意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号 24C07
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏名 清水 勇 人
職名 さいたま市長
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本市において、路線バスは、市民の生活の足として重要な役割を担っており、より多くの路線バスが運行していることは、市民の皆様の利便性につながるものと考えております。

廃止に伴う影響を踏まえ、旅客の利便の確保のためには、当該系統の廃止の周知期間や、代替交通導入の検討等に要す期間を設ける必要があると考えております。そのため、当該系統の事業計画の変更の日を繰り上げることはないようお願いいたします。



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C08
事業者名：丸建つばさ交通 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年11月20日（水曜日）
10時30分から（埼玉県） AB聴聞室
13時30分から（蓮田市） AB聴聞室
14時00分から（白岡市） AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
・蓮田市長 埼玉県蓮田市大字黒浜2799-1
・白岡市長 埼玉県白岡市千駄野432番地

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和6年11月20日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

地方自治体名 埼玉県

(首長名) 埼玉県知事 大野 元裕

意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止

事案番号：24C08

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

埼玉県知事 大野 元裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線は、沿線に駅や病院などが立地しており、地域に必要な路線となっていることから、当該路線の維持について再検討をお願いしたい。

また、休止する場合であっても、休止日は予定を早めることなく、令和7年4月1日とされたい。

なお、休止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。



(別紙5-2)
令和6年11月13日

関東運輸局長 殿

住 所 埼玉県蓮田市大字黒浜 2799-1
地方自治体名 蓮 田
(首長名) 蓮田市長 山 口 京 子



意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C08
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
蓮田市長 山口 京子
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
(別紙等に分けて記述することも可能です。)
別紙のとおり



当路線は蓮田駅と白岡駅を繋ぐ路線であり、鉄道から離れた地域にお住まいの住民の移動手段として重要な役割を果たしている。

また、令和4年7月1日から運行を開始し、徐々に利用者も定着してきており、休止となれば、地域住民の移動手段の確保に大きな影響を与えるため、市としては今後も運行を続けていくことを希望する。

このため、休止を早めることなく公示されている休止の予定日までは運行を続けていただきたい。

なお、路線休止について、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。

関東運輸局長 殿

住 所 埼玉県白岡市千駄野432番地
地方自治体名 白岡市
(首長名) 白岡市長 藤井 栄一郎



意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C08
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏名：岡村 清
職名：生活経済部地域振興課長

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該バス路線は、令和4年7月から運行を開始した白岡市西部を走る路線となっております。運行業者である丸建つばさ交通株式会社からは、運行開始当初から利用者数が少なく、路線の維持が困難と伺っておりましたが、運行開始から1年が経過し、徐々に利用者も定着してきている状況です。

休止の理由について、利用者が伸びないことにより運行にかかる経費が会社経営を圧迫しており、非常に厳しい状況にあること等から路線休止という選択をせざるを得ないとのことですが、路線の経路上には、駅、商業施設、病院を有し、地域住民の移動手段の確保には影響が生じると予想されますことから、当市といたしましては、地域に必要な路線であると考えており、今後も運行の継続を期待いたします。



路線の休止に当たっては、地域住民や利用者、路線の周辺にある主な施設管理者の理解を得られるよう、周知徹底と丁寧な説明に努めていただくよう希望いたします。

なお、休止となることで利用者が他の交通手段を確保する期間も必要となるため、休止日の繰上げには承認できません。



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C09
事業者名：丸建つばさ交通 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年11月20日（水曜日）

11時00分から（埼玉県）	AB聴聞室
14時30分から（上尾市）	AB聴聞室
15時00分から（伊奈町）	AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・埼玉県知事	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
・上尾市長	埼玉県上尾市本町3丁目1番1号
・伊奈町長	埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和6年11月20日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

地方自治体名 埼玉県

(首長名) 埼玉県知事 大野 元 裕

意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C09

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
埼玉県知事 大野 元 裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該路線は、沿線に駅、公共施設、病院などが立地しており、地域に必要な路線であることから、路線の見直しを含め当該路線の維持について再検討をお願いしたい。

また、休止する場合であっても、休止日は予定を早めることなく、令和7年4月1日とされたい。

なお、休止に当たっては、バス利用者や周辺住民等、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。



令和6年11月15日

関東運輸局長 殿

住 所 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
地方自治体名 上尾市長 畠山 穂
(首長名)



意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24009
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
上尾市長 畠山 穂
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
(別紙等に分けて記述することも可能です。)
別紙のとおり



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する意見の聴取において陳情しようとして
いた意見について

当該路線は、JR 上尾駅東口から伊奈町にある伊奈病院間を運行する路線で、本市の市民も多く利用しているものである。休止となれば、利用者が他の交通手段を確保する期間も必要となるため、休止予定日の繰り上げを承認することはできない。

なお、本件は、利用者数の伸び悩みによる会社経営の圧迫が休止の理由であり、現状の利用・経営状況の中では、休止も致し方無いところもあるが、バス運行は交通空白地の方々からすれば必要不可欠な交通手段であり、継続もしくは路線見直し等により、存続を期待したい。

先ずは、路線休止について、バス利用者や周辺住民などに対し遺漏の無いよう事前の周知と丁寧な説明に努めていただきたい。

令和6年11月20日

関東運輸局長 殿

伊奈町長 大島 清

意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C09
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
伊奈町長 大島 清
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
 - ・住民にとって当該路線は伊奈病院に往来する交通手段であるため運行の継続を希望します。
 - ・上尾駅東口～日本薬科大学～蓮田駅西口の路線に伊奈病院を經由する路線変更の検討を希望します。※現行ルート 伊奈病院5本
※上記ルート(平日)上尾駅東口～蓮田駅西口 29本
蓮田駅西口～上尾駅東口 30本

以上



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C10
事業者名：株式会社 グローバル交通

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年11月20日（水曜日）
11時30分から（埼玉県） AB聴聞室
15時30分から（越谷市） AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は
名称及び住所

- ・埼玉県知事 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- ・越谷市長 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

令和6年11月20日

関東運輸局長 殿

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

地方自治体名 埼玉県

(首長名) 埼玉県知事 大野 元 裕

意見の陳述書

今般、令和6年11月20日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C10

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
埼玉県知事 大野 元 裕

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

市民の貴重な移動手段の確保の観点から、当該路線の維持について再検討をお願いしたい。

また、休止する場合であっても、休止日は予定を早めることなく、令和7年4月1日とされたい。

なお、休止に当たっては、利用者や周辺に立地する施設管理者など、関係者への十分な周知、説明を行っていただきたい。



越都計第 1 5 6 号
令和 6 年 1 1 月 1 9 日

関東運輸局長 殿

住所 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号
地方自治体名 越谷市
(首長名) 越谷市長 福田 晃



意見の陳述書

今般、令和 6 年 1 1 月 2 0 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所以に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

- 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号 2 4 C 1 0
- 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏名 福田 晃
職名 越谷市長

- 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
本事案番号 2 4 C 1 0 は、「新越谷駅東口から越谷流通業務団地を結ぶバス路線（循環線）」となっており、平成 1 8 年 2 月 2 日に飯島興業株式会社により新規開設され、平成 2 1 年 3 月 3 0 日に飯島興業株式会社から株式会社グローバル交通へ譲渡され、現在まで運行されている。
運行開始後は、平成 1 8 年時点では平日 1 5 便運行していたが、バス利用者の減少やバス運転手不足等の理由により、平成 3 1 年 3 月には平日 7 便まで大幅に減便されていることを承知している。

市では、当該バス路線だけではなく、新規バス路線の開設や運行時刻の変更等については、「広報こしがや」、「市公式ホームページ」などで、情報を提供するとともに、平成 2 8 年 4 月からは、市内の公共交通に関する総合的な情報が得られるよう、問い合わせ先やバス路線などを掲載したガイドマップを配布し、



公共交通の利用促進が図れるよう側面から支援してきた。

市としては、市民の貴重な移動手段の確保の観点から、同路線の維持を希望する。

なお、止むを得ず休止する場合は、運行再開に向けた努力をお願いするとともに、休止の前倒しは行わないよう、要望するものである。

また、当該バス路線のバス利用者への周知や当該バス路線の周辺にある主な施設管理者への説明を行うとともに、広く市民に周知するため、事業者のホームページ等においても十分な周知に努められたい。



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C11
事業者名：京王バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年11月29日（金曜日）
13時00分から（東京都）AB聴聞室
14時00分から（町田市）AB聴聞室
15時00分から（八王子市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1
- ・町田市長 東京都町田市森野2-2-22
- ・八王子市長 東京都八王子市元町本郷3-24-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

6 都市基交第 1463 号
令和 6 年 11 月 21 日

関東運輸局長
藤田 礼子 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
地方自治体名 東京都
(首長名) 東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和 6 年 11 月 29 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号 : 24C11

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元市が十分な調整を図るようお願いいたします。



(別紙 5 - 2)
24 町都交第 55 号
2024 年 11 月 19 日

関東運輸局長殿

東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市
町田市長 石坂 丈一
(公 印 省 略)

意 見 の 陳 述 書

今般、令和 6 年 11 月 29 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C11
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
町田市長 石坂 丈一
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の廃止にあたっては、利用者や地域住民等に十分な周知、説明を早期に行う等、適切な対応をお願いしたい。

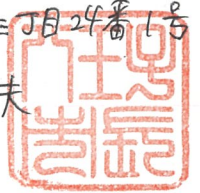


(別紙5-2)

令和6年11月27日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
地方自治体名 八王子市長 初宿和夫
(首長名)



意見の陳述書

今般、令和6年11月29日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C11
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
氏名：松本 孝久
職名：都市計画部交通企画課 主査
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
(別紙等に分けて記述することも可能です。)
反対意見は特にございません。



令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	東観光バス株式会社（法人番号：3070001014048） 代表者 中島 俊幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県伊勢崎市境上湊名1186 (本社営業所) 群馬県伊勢崎市境上湊名1186
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月8日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オリオン通商（法人番号：1030001023376） 代表者 丸井 啓輔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区東新小岩1-4-4セルティビル2F (本社営業所) 東京都葛飾区東新小岩1-4-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 220日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年5月25日、令和5年5月26日及び令和5年6月15日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10) 点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点 当該事業者の累積点数 22点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	中岡交通有限会社（法人番号：6050002018575） 代表者 中岡 清一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県猿島郡境町大字西泉田1391-4 (本社営業所) 茨城県猿島郡境町大字西泉田1391-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月20日、令和6年5月21日及び令和6年5月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社EST観光（法人番号：2040002088185） 代表者 鈴木 甚智
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武郡横芝光町宮川9872 (本社営業所) 千葉県山武郡横芝光町宮川11634
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月21日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	大和観光株式会社（法人番号：4040001044897） 代表者 黒澤 瑞美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市川上245-696 (本社営業所) 千葉県成田市川上245-696
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年9月17日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)